

自転車総合計画の進捗状況について

自転車総合計画での施策体系		主な取組（スケジュール）			現時点での進捗状況（計画策定(H28.6)より2年目時点）			
基本方針	具体化に向けた考え方	前期（1～3年目）	中期4～5年目	後期（6年目～）	進捗	取組・検討の概要	備考	
まもる	ルールを分かりやすく示す	ハマチャリルールの明確化とルールブックの作成	ルールブック作成			○	H29.5にルールブックを公表。様々な場面で配布・啓発を実施。	
		連携体制の構築		制度・仕組みづくり		-	（関係機関との調整を実施中）	
	ルールをみんなが学べる場をつくる	「今」の教育の場、ツール等の充実・拡充		教育の場、イベント検討		-	（現状把握等を実施）	
		「新たな」教育の場・機会の充実		新たな教育の場での教育	新たな教育の場での教育	○	本年度より、募集を通じて中学校と連携した教育を試験的に実施。	
	ルールを教えるための素材をつくる	「教材」の作成		指導教材の作成		○	本年度、中学生、高校生、子育て保護者、高齢者向け教材を作成中。	次年度の早期段階で報告予定
	「人材」の拡充		育成の仕組みづくり・既存人材のスキルアップ		-	（学校の先生等が自発的に取り組める教材について検討）		
ルールを自然と遵守できるまちをつくる	街なかでのルールの「見える化」の展開		市職員等の取組実施など	市職員等の取組実施など	○	SHARE THE ROAD事業の先行的な実施		
	ハマチャリルールの啓発・指導の徹底		遵守・啓発に関する制度		-	（自転車安全利用、活用推進等に向けた手法を検討中）		
はしる	自転車通行環境整備指針を策定する	整備指針の策定	整備指針の策定	モデル地区 実行計画策	実行計画に基づく継続的な整備の実施	○	戸塚駅、鶴見駅をモデル地区とした計画を検討	本委員会において自転車通行環境の整備区間等の提案
	自転車通行空間整備実行計画をつくる	実行計画の策定				-	（上記のモデル地区での整備・実施成果を踏まえ検討）	
	合意形成の手法と推進体制をつくる	合意形成の手法・推進体制の構築		合意形成手法		-	（上記のモデル地区での実施成果に基づく調査を受けて検討）	
	情報提供の仕組みの構築					-		
とめる	必要な駐輪場の「量」を確保する	公共空間を活用した駐輪場の確保	道路活用の基準等の検討	公開空地活用の基準等の検討		○	イセザキモール、鶴見ベルロードでの道路活用型のモデル整備の実施	
		駐輪場の附置義務制度の検討	附置義務条例の制定検討	附置義務条例の制定検討		○	H30.4施行を目指し、条例及び施行細則等を策定	
		自動車駐輪場の駐輪場への転用可能性の検討		駐輪場転用に関する検討		-	-	
		民間駐輪場への補助制度の拡充	民間補助事業制度の拡充	民間補助事業制度の拡充		-	（引き続き検討）	
		最新の機械式立体駐輪場技術の導入検討	導入可能性の検討	導入可能性の検討		-	（引き続き検討）	
	サービスの「質」を高める	料金制度の改定検討（時間料金制、変動料金制）	料金制度の条例改定の検討			○	変動料金制及び時間貸料金制導入時の料金シミュレーションを実施中。	次年度の早期段階で報告予定
		分かりやすい情報提供・安心、便利な駐輪環境の構築		情報提供の試行・検証等		-	（情報提供の手法について庁内検討中）	次年度の早期段階で報告予定
まちに適した駐輪対策を進める	民間ノウハウのさらなる活用	民間事業者のノウハウ活用の検討（新たな仕組み導入検討含む）			○	（市営駐輪場用地の民間連携事業に関してサウンディング調査を実施）	次年度の早期段階で報告予定	
	駅ごとの駐輪特性に応じた対策	優先対応駅検討	優先対応駅の駐輪対策方針	次期：優先対応駅の対策方針策定	△	戸塚駅、鶴見駅を対象として、駐輪対策方針を検討中		
	駐輪問題ガイドブックの検討・放置しづらい環境の構築	駐輪ガイドブック策定、放置対策強化の実施			○	ホームページを基本とした駐輪ガイドブック公表に向けて策定中。		
	地域の実情に応じた自転車利用の需給バランスの調整	適切な需給バランスを図るための取組検討			△	関係各課と調整中		
いやす	情報を補い使いやすい環境をつくる	「場所」に関する事前の情報提供		情報提供の試行		-	（「とめる」での情報提供との連動）	
		「現地」でのルールの見える化		「はしる」「とめる」との連動による見える化		-	（「はしる」「とめる」との連動）	
		「機会」に関する情報提供		イベント等と連携し、個別案件ごとに実施		-	（個別案件ごとに取組実施中（新たな機会でのルールブック配布等）	
		正しい知識の伝達		「まもる」取組と連動した展開		-	（「まもる」との連動）	
	自転車利用の推進に向けて課題となる制度や施設を見直す	保険の加入推奨に関する周知等	周知広報の展開	新たな制度・仕組みづくり		○	保険加入に関して、ルールブックの周知・啓発とともに展開中	
		「制度」の見直し（タンデム自転車等）	課題となる制度等の見直し			○	タンデム自転車の制度見直しに向けた先行都市調査を実施中	
		多様なニーズに対応した駐輪スペースの確保		駐輪ニーズに対応した改善（とめる連動）		-	（「とめる」との連動）	
		コミュニティサイクル事業の推進	コミュニティサイクル事業の拡充			○	民間事業者と連携し、サイクルポートの増設、ルール啓発等を展開中	
		障害者、高齢者、物流、人流等特殊な自転車への対応		具体策の展開		-	-	
		「はしる」「とめる」環境整備に向けた計画等の策定	「はしる」の整備指針・実行計画、「とめる」の駐輪対策方針等の策定			-	（「はしる」「とめる」との連動）	
まちに合った自転車利用の適正化を図る	まちに合った自転車利用の推進		公共交通利用促進の取組、駅前広場あり方検討		△	関係各課と調整中		
	駅前周辺での利用環境整備の考え方の整理		駅前広場空間のあり方検討等		-	-		
適切に推進する体制をつくる	庁内組織体制の構築・関係者間の連携体制の構築	庁内体制の構築・連携体制の構築			○	観光、健康、環境等の新たな庁内関係課を含めた庁内検討体制を強化		
★新たな自転車活用推進施策の取組	自転車活用推進法を踏まえた新規活用施策の検討	新規活用施策の検討（本委員会提案）			○	自転車活用推進法の施行に伴い、新たな取組を本委員会で提案		

1. 「みんなのサイクルルールブックよこはま」について

① 本年度のルールブックの活用

- みんなのサイクルルールブックよこはま（以下、ルールブック）は、自転車のルールを啓発するキャンペーンや区役所を通じて配布するとともに、教育機関や市内の行政・関係団体、国・県関係団体等に配布（右表）しています。
- 他に類を見ないような網羅的・体系的なルールブックとして、政令指定都市等にメール等で周知しています。
- 中学生向け自転車交通安全教室、幼稚園等の保護者向け講話等で、自転車利用ルールの教材として活用しています。
- コミュニティサイクル「ベイバイク」事業と連携し、「ベイバイク」におけるルール啓発（ポスター・動画の作成）や、ベイバイク運営事業者主体で実施するキッズサイクルスクールでのルールブック配布等を行っています。

■主な配付先（本編 1,300 部・概要版 43,000 部）

配付先	配付数(概数)	
	本編	概要版
小・中・高・大学校	700	2,000
中学生向け自転車交通安全教室	0	5,000
キッズサイクルスクール	0	500
道路局キャンペーン等	0	2,500
区役所	100	13,000
市内駐輪場	0	13,000
自転車商協同組合	200	1,000
その他	300	8,000
合計	1,300	45,000

② ルールブックの改訂について

- よりルールブックを充実した内容とするため、下記の項目を中心に追加し、改訂版を作成しています。
- 平成 30 年度にルールブックの改訂版（別添改訂版(案)を参照）を印刷し、関係機関等への配布等、周知啓発に活用していきます。

■概要版を充実するための主な追加箇所

追加箇所	追加理由
①歩道内「普通自転車通行指定部分」の通行方法	・歩道内の「普通自転車通行指定部分」の通行方法について記載がなかったため追加。
②歩道や路側帯のない道路の通行方法	・市民生活に身近な生活道路に多い、「歩道がなく路側帯だけの道路」「路側帯のない道路」の通行ルールを追加。
③バス停にバスが停車している場合の対応方法	・停車しているバスへの対応方法や、歩道とバスの間のすり抜けの禁止などについて記載を追加。
④路上駐車ドライバーへの周知	・ドライバーが駐車車両から降りる際の、後続の自転車への配慮を追加。
⑤歩道通行が認められる「著しく危険な場合」	・歩道内通行の条件のうち「車道左側の通行が著しく危険な場合」の例示を追加。
⑥歩道での進行方向	・既存ルールブック概要版では、車道通行のルールが中心となっていたが、歩道を通行する場合を想定し、歩道内のルールを追加。
⑦歩行者との事故での責任問題	・歩行者との事故では自転車加害者となるケースもあり、その際の責任について、刑事上、民事上の取扱いを追加。
⑧幼児 2 人同乗用自転車の正しい乗せ方	・幼児 2 人同乗用自転車の適切な利用を促すため、幼児同乗用自転車の正しい乗せ方を追加。 ・「おんぶ」は認められているが、「だっこ」は認められておらず、危険である旨の記載を追加。
⑨子どもへのヘルメット着用に関する周知	・子どものヘルメット着用の努力義務について、死亡事故実態に基づく頭部保護の必要性を中心に追加。
⑩キックバイクの取扱い	・キックバイクの道路交通法上の取扱いについての記載を追加。

■コミュニティサイクル事業との連携

- ・コミュニティサイクル「ベイバイク」のルール啓発ポスターの作成、「ベイバイク」エリアの各駅や駐輪場でのポスター掲出、各ベイバイクポートでのルール啓発（ピクトグラム）の貼付け等、連携した取組を進めています。
- ・ルール啓発動画を作成し、わかりやすい啓発を進めています。
- ・動画は動画配信サイト（YouTube）で見られるほか、横浜駅の大型ビジョンでも放映しています。
- ・また、ベイバイク運営事業者が実施するキッズサイクルスクールや運営事務所においてルールブックの配布を行っています。
- ・キッズサイクルスクールでは、保護者向け自転車ルールチラシを配布するなど、教室の監修も行いました。

■ルール啓発動画



■ルール啓発ポスター



2. 世代別教材の作成・活用について

- 自転車の交通安全周知について横浜市自転車総合計画では、喫緊の対象として「中学生」「高校生」「幼児の保護者」「高齢者」を設定し、交通安全のための自転車ルールの周知啓発に取り組むものとしています。
- 中学生向けには、本年度より教材を作成し、自転車交通安全教室等で活用しています。また、幼児の保護者など下記3対象についても、教材となるチラシを作成しています。

A：幼児の保護者向け

①教材の対象者

- 【メイン】幼児の保護者
- 【サブ】幼稚園・保育園等の先生

②平成 29 年度の実施状況

- 教材の作成段階

③来年度以降の活用方法

- 乳幼児健診等の来庁時に配布（検討中）
- 幼稚園、保育園等での配布（検討中）


④教材の内容（案）

■コンセプト

子どもと一緒に自転車に乗り始めたばかりの保護者や、幼稚園・保育園に自転車を送迎する保護者に対し、子どもと一緒に自転車に乗るときの安全な方法を伝える。

■チラシの記載項目（案）

- ・子どもを乗せるときのルール
- ・子どものヘルメット着用の必要性
- ・チャイルドシートの必要性
- ・歩行者など周りへの思いやりを持った自転車利用 …など



B：高校生向け

①教材の対象者

- 【メイン】高等学校に通う高校生
- 【サブ】高等学校の教員、高校生の保護者

②平成 29 年度の実施状況

- 教材の作成段階

③来年度以降の活用方法

- 各学校で行う交通安全教育の教材として、希望する学校に配布。
- 県立高校主催の地区交通安全高校生・PTA 大会にて配布（検討中）


④教材の内容（案）

■コンセプト

違反率が高い高校生に対して、同じ高校生が加害者となった事故事例を紹介し、ルール違反が重大な事故につながることや、加害者となった場合の責任や損害賠償の大きさを実感させる。

■チラシの記載項目（案）

- ・高校生が加害者となった自転車事故事例及び損害賠償の判例
- ・年齢で異なるルールや責任
- ・自転車の交通ルールの基本原則（車道の左側端通行、交差点での通行方法、道路交通法違反例）
- ・悪質な運転者に対する「安全運転講習の受講義務」
- ・自転車保険加入の推奨 …など



C：高齢者向け

①教材の対象者

- 【メイン】高齢者本人（70歳以上を想定）
- 【サブ】高齢者と同居する家族、同居人

②平成 29 年度の実施状況

- 教材の作成段階

③来年度以降の活用方法

- シルバーリーダー養成研修会、シルバーセーフティスクールなど、高齢者教育の場を活用し周知。


④教材の内容（案）

■コンセプト

街で見かける身近な違反例や危険な運転を紹介し、自身の運転を振り返るきっかけとしてもらう。また、自転車保険の加入推奨や、ヘルメット着用の啓発を行う。

■チラシの記載項目（案）

- ・身近な交通ルールの違反
- ・車道・歩道での正しい交通ルール（高齢者の歩道通行特例等含む）
- ・反射材、ヘルメット着用
- ・自転車保険加入の推奨 …など



※各チラシは現在、関係機関等との調整を進めている段階のものであり、更新される可能性があります。

3. 中学生・高校生向け自転車交通安全教室

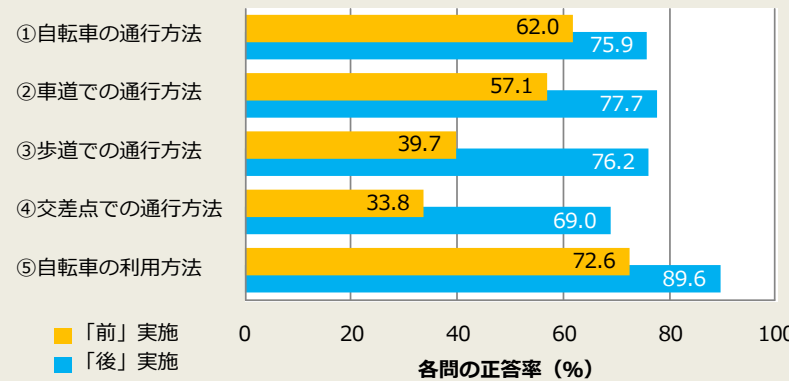
- 平成 29 年度より、市教育委員会及び各中学校と連携し、交通安全教室を実施しています。
- 平成 30 年度から、高校生を対象とした教材（A4 両面チラシ）も作成し、交通安全教室の実施が難しい学校には教材を提供し、朝の HR 等の時間を活用して先生が交通安全教育を行います。

① 平成 29 年度の実績

【実施主体】	横浜市	■ 一般的な教室内容（1 授業時間）	
【委託事業者】	横浜市交通安全協会（平成 29 年度）	A：中学生・高校生の事故の特徴	（5 分）
【実施校数】	16 校（約 4,600 人）	B：教材に基づく指導	（15 分）
【使用教材】	①中学生向けの啓発チラシ（新規作成） ②ルールブック（概要版）	C：DVD教材による解説	（15 分）
		D：テストの実施・解説	（5 分）
		E：質疑応答	（5 分）

■ 自転車テストの教室「前」と教室「後」による正答率の違い

- 16 校のうち 13 校で教室「前」に、3 校で教室「後」にテストを行いました。
- 交通安全教室前に実施したテストの正答率を見ると、半数以上の生徒が理解していない現状もあり、今後も交通安全教育の必要性が高いと考えられます。



② 平成 30 年度の実施予定

- 対象校を 16 校から 20 校に拡大して行います。
- 教室の実施が難しい学校には、希望制で教材（A4 両面チラシ）を提供し、朝の HR 等の時間を活用して交通安全教育を行います。
- 教室の申し込みの他に、中学校 21 校、高等学校 2 校より、教材の申し込みがありました。（平成 30 年 2 月現在）

■ 平成 30 年度の自転車教室実施予定中学校（全 20 校）

【鶴見区】 上の宮 未吉	【神奈川区】 浦島丘 錦台
【西区】 岩井原	【南区】 永田 平楽
【港南区】 芹が谷 東永谷	【保土ヶ谷区】 新井 保土ヶ谷
【旭区】 若葉台 南希望が丘	【金沢区】 小田
【青葉区】 あざみ野	【都筑区】 茅ヶ崎
【戸塚区】 大正 舞岡	【瀬谷区】 下瀬谷 南瀬谷

指導者用教材の充実等により、より多くの学校で教育できる仕組みを検討していきます。

4. 思いやり運動の新規実施（クルマと自転車の SHARE THE ROAD）

- 自転車が安心して車道を通行するには、クルマとの車道の共有が必要です。
- 自転車と自動車の「思いやり」の意識を普及するステッカー、チラシ、ポスターの作成等により自転車、自動車双方の「思いやり」意識の向上を図ります。
- 平成 30 年 5 月 1 日より運動を開始します。

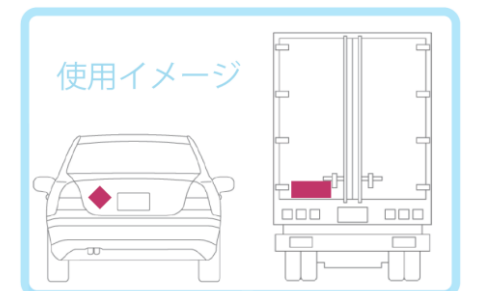
① 取組の目的

- 自転車が車道を安心して通行するには、車道を共有するクルマと自転車が、互いの交通特性を理解し、互いを思いやる必要があります。
- しかし現状では、クルマが自転車に幅寄せしたり、不要なクラクションをならすケースや、自転車が後続車両の前に飛び出たり、車道でフラフラ走るなど、うまく車道を共有できていない場面も見られます。
- 互いの理解を促すため、新たに「SHARE THE ROAD」（道路をみんなで共有する思想）を示すステッカーやチラシにより、それぞれの意識向上を図ります。



② 取組の対象者・方法（予定）

- 本取組は、平成 30 年度から実施する新たな取組となります。
- 周知啓発ツールとして、SHARE THE ROAD に関するマグネットステッカーを作成するとともに、運転時に配慮すべき点をまとめたチラシ・ポスターを作成します。これらを下記取組で活用し、周知啓発を進めます。



取組 1

マグネットステッカーの公用車への貼付

取組 2

チラシ・ポスターの配布・掲載

取組 3

市職員への周知啓発

SHARE THE ROAD の市民等への周知

- マグネットステッカーによる公用車周辺ドライバー等への周知
- 教習所、レンタカー事業者、駐車場駐輪場運営者等と連携したチラシの配布、ポスター掲載による、ドライバー、自転車運転者への周知

市職員の意識向上（先導的な取組として）

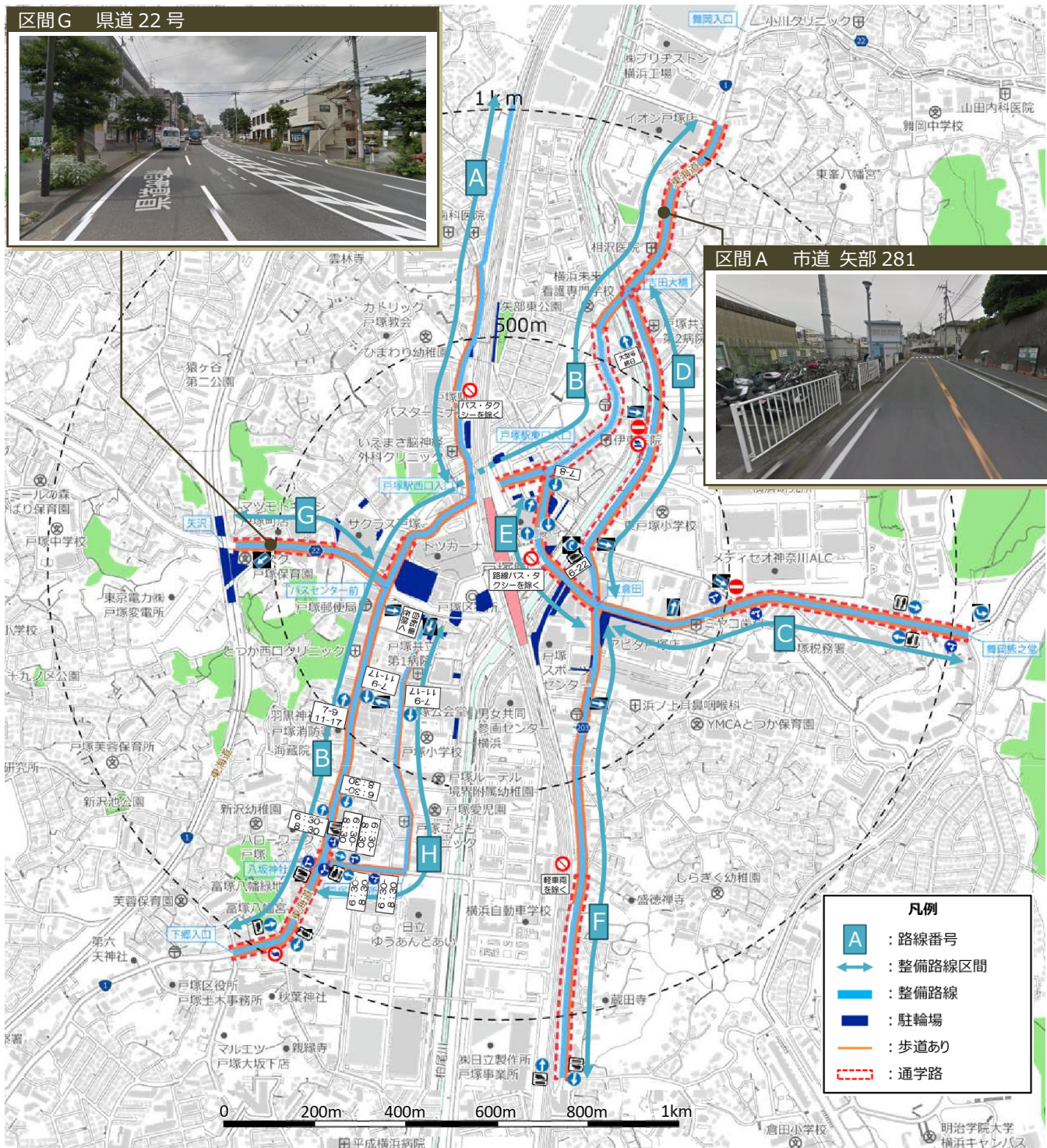
- 市の職員研修システム（e-ラーニング）で、自転車及び自動車の交通特性や、自転車が車道で気をつけるべきこと、自動車が自転車に配慮すべきこと等をまとめた講座を配信し、SHARE THE ROAD の意識を向上
- マグネットステッカーを貼付した公用車運転者、公用自転車運転者による SHARE THE ROAD の実践

市職員による先導的な取組により、自転車・自動車双方に周知していきます。

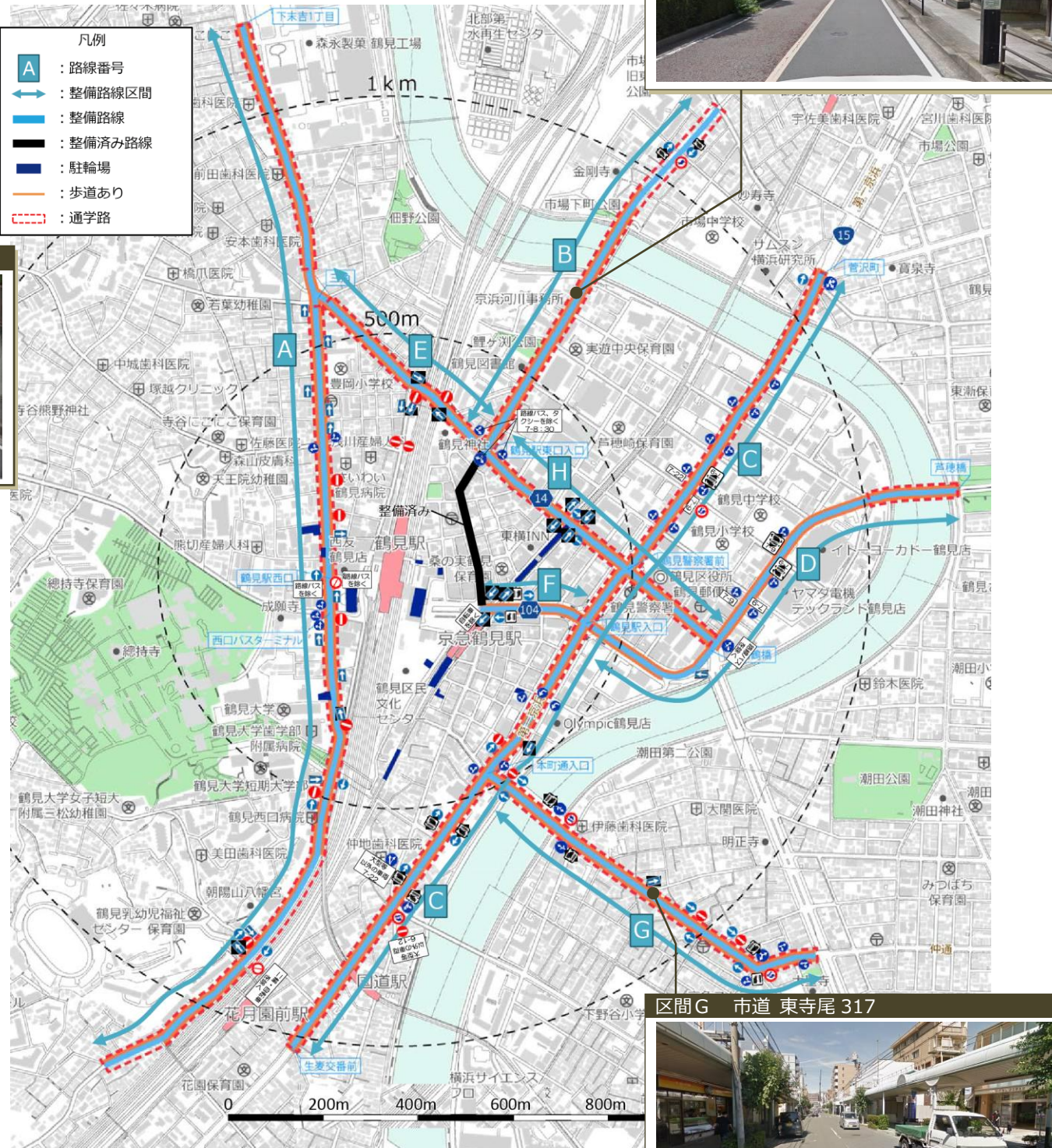
■ 自転車通行空間整備について

- 駅中心に半径 1km の範囲で安全性の確保、自転車駐車場や施設の立地状況、それら利用する自転車利用者の主な経路、交通量調査等のデータなどを考慮し、整備対象路線の検討・選定を行いました。現在、地域や関係機関（交通管理者、道路管理者等）と整備対象路線における課題や具体的な整備形態の選定、優先度などについてご説明しているところです。
- 今後は、自転車通行空間整備実行計画を策定後、策定された整備形態や優先度を基に整備を行うための詳細な設計及び施工を行っていきます。

戸塚駅周辺での自転車通行空間整備



鶴見駅周辺での自転車通行空間整備



1. 附置義務駐輪場に関する条例の制定について

① 附置義務条例の制定趣旨

- 横浜市では「横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年条例第 16 号）」に基づき、市営自転車駐車場の整備や放置自転車の移動作業等を行ってきました。これにより、放置自転車台数は年々減少しており、駅周辺の環境は大きく改善されてきています。
- しかし、駅周辺に限らず、一部の集客施設周辺では、依然として施設利用者による放置自転車が発生している状況があります。施設への来訪者が利用する自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）は、施設側で整備すべきですが、本市では一部を除き、集客施設に駐輪場の設置を求める制度がありません。
- また共同住宅についても、一部を除き駐輪場を設置する制度がなく、マンション等の周辺に自転車が放置されている実態があります。
- そこで、市民の生活環境の保全及び都市機能の維持を図り、良好な都市環境の形成に資するため、駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅等を新築又は増築する際に、駐輪場の附置を義務付ける条例を制定します。

（仮）横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例

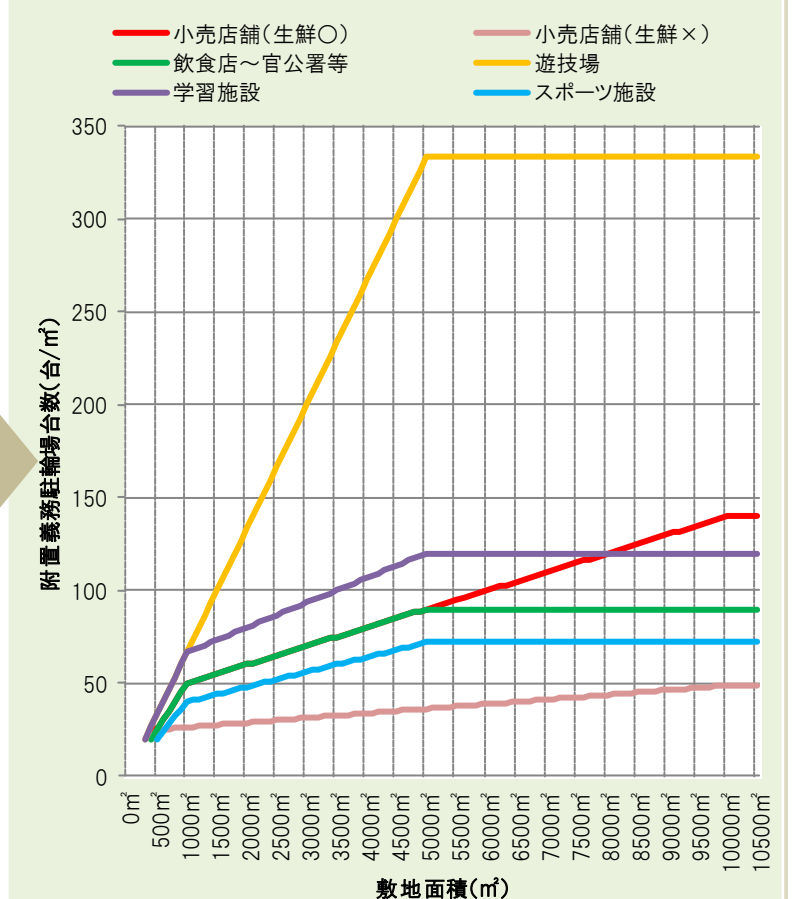
① 指定区域	市街化区域
② 対象施設	一定規模以上の集客施設及び共同住宅等 ※施設を新築または増築する際に対象となります。
③ 設置台数	下表の「自転車駐車場の規模（大規模施設の緩和措置あり）」を整備 ※特定商業地域（容積率 600%以上の地域）は別途緩和基準を設定
④ 設置位置	敷地内または敷地からおおむね 50 メートル以内の場所
⑤ 罰則規定	命令違反、報告の未実施などの場合、罰則規定あり ※命令違反 50 万円以下の罰金、報告・資料の未提出 20 万円以下の罰金など
⑥ 策定経緯 (市民意見公募等)	国の標準条例や他都市の先行条例を踏まえて策定 →平成 29 年 12 月に市民意見募集を実施（詳細は次頁③を参照）

■横浜市 附置義務駐輪場の施設規模・整備規模及び大規模施設の緩和措置

施設の用途	対象施設の規模	自転車駐車場の規模	施設面積の区分による緩和措置					
			小規模(基準値通り)		中規模緩和		大規模緩和	
			面積区分	規模緩和	面積区分	規模緩和	面積区分	規模緩和
小売店舗	生鮮○	施設面積 400㎡以上	1,000㎡まで	20㎡ごとに1台	1,000超～10,000㎡	100㎡ごとに1台	10,000㎡超	施設面積に 関わらず 0台
	生鮮×		500㎡まで	20㎡ごとに1台	500超～10,000㎡	400㎡ごとに1台	10,000㎡超	
飲食店・カラオケボックス等	施設面積 20㎡ごとに1台		1,000㎡まで	20㎡ごとに1台	1,000超～5,000㎡	100㎡ごとに1台	5,000㎡超	
レンタルビデオ店								
劇場等								
病院・診療所								
銀行								
郵便局								
官公署等								
遊技場								
学習施設	施設面積 500㎡以上	施設面積 25㎡ごとに1台	1,000㎡まで	15㎡ごとに1台	1,000超～5,000㎡	75㎡ごとに1台		
スポーツ施設			1,000㎡まで	25㎡ごとに1台	1,000超～5,000㎡	125㎡ごとに1台		
共同住宅	ファミリータイプ	住戸の総数 10戸以上	住戸 1戸ごとに1台	—				
	ワンルーム		住戸 1戸ごとに0.5台	—				

※1生鮮○:生鮮食品等を取り扱う小売店舗
※2生鮮×:生鮮食品等を取り扱わない小売店舗

■敷地面積に対する附置義務駐輪場整備台数



※施設面積:利用者の用に供されている面積
(バックヤード等を除く売り場等の面積)

②施設規模のイメージと附置義務台数

- 施設規模に応じた附置義務台数については、以下のイメージとなります。

食品スーパー（平均：1,000㎡程度）

例① 一層建ての平均的な食品スーパー（郊外部）

- 【用途】 小売店舗（生鮮食品等取扱あり）
- 【面積】 1,000㎡ → **【附置義務】50台**
- 【類似例】 県内 食品スーパー（1,153㎡）



パチンコ店（平均 5,000～10,000㎡程度）

例 遊技場部分1層のパチンコ店（郊外型店舗）

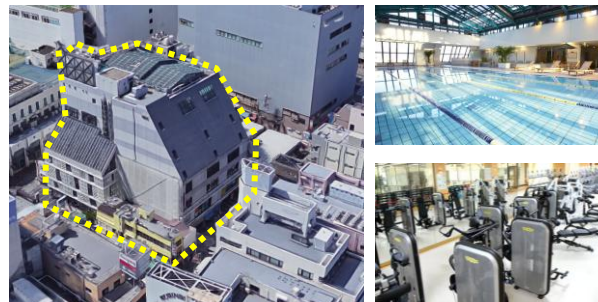
- 【用途】 遊技場
- 【面積】 4,000㎡ → **【附置義務】267台**
- 【類似例】 県内パチンコ店（1階対象部分 4,000㎡）



スポーツ施設（平均 2～4,000㎡程度）

例 総合フィットネスクラブ（プールあり）

- 【用途】 スポーツ施設
- 【面積】 2,400㎡ → **【附置義務】51台**
- 【類似例】 県外 駅近くの複合ビルの一部



例 総合フィットネスクラブ（プール無し）

- 【用途】 スポーツ施設
- 【面積】 1,000㎡ → **【附置義務】40台**
- 【類似例】 県外 駅近くの複合ビルの一部



衣料品店（平均 1,000㎡程度）

例 一層建ての衣料品店

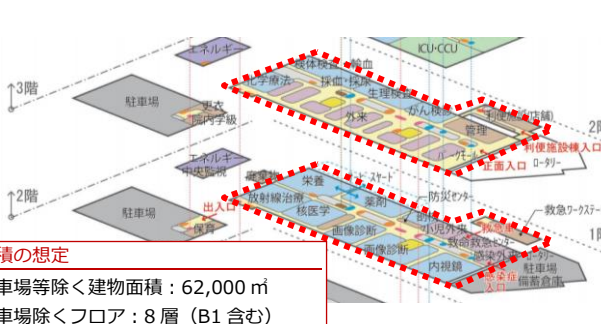
- 【用途】 小売店（生鮮食品等取扱なし）
- 【面積】 1,000㎡ → **【附置義務】27台**
- 【類似例】 県内 衣料品店（1,217㎡）



病院（規模は診療科等により異なる）

例 横浜市立市民病院（移転 新規整備）

- 【用途】 病院・診療所
- 【面積】 15,500㎡ → **【附置義務】90台**
- 【類似例】 移転後の市民病院 外来診療フロア（2層）



面積の想定
 駐車場等除く建物面積：62,000㎡
 駐車場除くフロア：8層（B1含む）
 附置義務対象フロア：1階、2階部分
 上記想定より、対象面積 15,500㎡

③条例制定に関する意見公募について

- 条例の制定に先立ち、平成 29 年 12 月に市民意見公募を行い、今回提案した条例案に反映しています。
- 意見は 13 人、53 件が提出され、主に以下のようなご意見を頂きました。

■市民意見募集について

- 【期間】 平成 29 年 12 月 14 日～27 日
- 【方法】 ①資料の配架（市情報センター、区役所等）
②ホームページでの掲載
- 【意見】 ○意見人数 13 人
○意見件数 53 件

主なご意見	本市の考え方
■指定区域（2件） <ul style="list-style-type: none"> 指定区域が「市街区域全域」としているが、放置自転車の大きな問題となっているエリア、なっていないエリアがある。大きな問題となっているエリア中心に区域指定を行い、段階的な運用をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業・近隣商業地域だけでなく、住居地域や工業地域などでも放置自転車が発生し、また、共同住宅では都心部、郊外部を問わず発生している。 このような状況であることから、指定区域は「市街化区域」とすることが適切と考えている。
■算定基準（27件） <ul style="list-style-type: none"> 算定の基準となる施設面積の考え方として、単純な延床面積ではなく自転車利用者が利用する床面積を別途規定することが実態に即しているのではないか。 大規模施設の緩和規定があるが、「大規模」と判定される建物施設は用途によって異なる。建物用途と利用者の属性との関連性を吟味し、適正な基準を設ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 附置義務の算定対象となる施設面積は、いただいたご意見を踏まえ、利用者の利用に供する部分のみとする。 対象施設の用途、規模等は、標準自転車駐車場附置義務条例（旧建設省通達）や、他都市の条例を参考にしながら基準等を定めたものである。
■緩和規定（7件） <ul style="list-style-type: none"> 「特定商業地域」は、公共交通の整備状況を踏まえると、自転車利用者が特に多い状況にはない。「1,000㎡を超える部分」の緩和の程度を、その他の地域の緩和の程度に近づけても良いのではないか。また、5,000㎡を超える部分は「算定しない」ことでよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定商業地域」は、大規模施設の緩和規定に加え、さらに緩和する。
■適用除外（4件） <ul style="list-style-type: none"> サービス付高齢者住宅は、用途は共同住宅であるが、入居者が高齢者のため、自転車の保有率が少ないのが実情である。福祉的な用途を前提とする住宅の場合は、本案の規定から除外することが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者専用住宅は、適用除外とすることを、別途規則で定める。
■運用（4件） <ul style="list-style-type: none"> 駐輪場を敷地外に設置する場合は、施設の入口付近の駐輪禁止と施設入口付近に駐輪場の設置場所の位置を表示することを明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の構造等は、別途規則で定め、位置や経路を示す表示板を、出入口その他利用者の見やすい場所に設置するよう規定する。
■経過措置（1件） <ul style="list-style-type: none"> 「条例施行日から起算して一定期間内」と記載されており、具体的な期間が定められていない。大規模施設の場合、計画から着工まで1年以上かかることもあるため、「一定期間」は、「2年」または「3年」と明記する方が良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置期間は、条例施行日から1年を経過する前に建築確認等を行い、かつ3年以内に工事着手した場合とする。
■その他（8件）	

3. 駐輪対策ガイドブックについて

- 附置義務条例の施行により、大量の駐輪需要を発生させる集客施設や共同住宅等に、駐輪場を設置する義務が課されます。
- これに合わせて、まちの駐輪問題のお困りごとを解決するヒントとなるよう、他都市での取組を含めた様々な事例を紹介するものです。
- 横浜市の駐輪対策の「基本的な方向性」を示し、地域の駐輪環境の改善のために活用されるガイドブックを策定します。

■ 対象とするターゲット層

- ① 駐輪環境の改善を望む商店街、自治会等 (地域全体)
- ② 駐輪環境の改善を望む建物オーナー (店舗、住宅等)
- ③ 駐輪場設置を検討している建物オーナー …など

■ 駐輪対策ガイドブックの構成イメージについて

詳細は別添冊子の
駐輪対策ガイドブック (案) を参照

トップページ
【駐輪対策ガイドブック】

- 横浜市では、駐輪場の整備や、駐輪ルールの指導などを通じて、放置自転車対策を進めてきました。その結果、鉄道利用を中心とした長時間の放置自転車は大幅に減少しました。
- 一方で、買い物や通院、遊び、塾などの、目的先の施設における直接向かう、主に短時間の放置自転車が目立つようになりました。
- このガイドブックは、4月から始まる集客施設等の駐輪場附置義務化に合わせて、まちの駐輪問題のお困りごとを解決するヒントとなるよう、様々な事例を紹介するものです。

● 駐輪対策の個別疑問へ…

● 参考：附置義務駐輪場について

Q1 駐輪場はどんな場面で、どんなものをつくると良い？

- 駐輪場は建物に集まる自転車を整然と収容するだけでなく、自転車での来店者へのサービス、まちと調和した雰囲気づくりなど、様々な場面があることを紹介。
- 収容効率を重視するもの、雰囲気づくりに繋がるもの、可搬性のあるものなど、場面に合わせた駐輪場の種類を紹介する。

Q2 建物立地後に駐輪場を整備できる？

- 敷地内に勝手に止める迷惑自転車への対策として、また顧客や住民などへのサービスとして、駐輪場を後付けで整備することが可能であることを紹介。

Q3 地域で駐輪場を整備した事例はある？

- 地域全体として共有して活用する駐輪場整備の事例を紹介。
- 軒先や空き店舗の活用等、余剰地を活用した事例を紹介し、地域での用地確保の一助に繋がる方法を提案。

Q4 道路などの公共空間は活用できる？

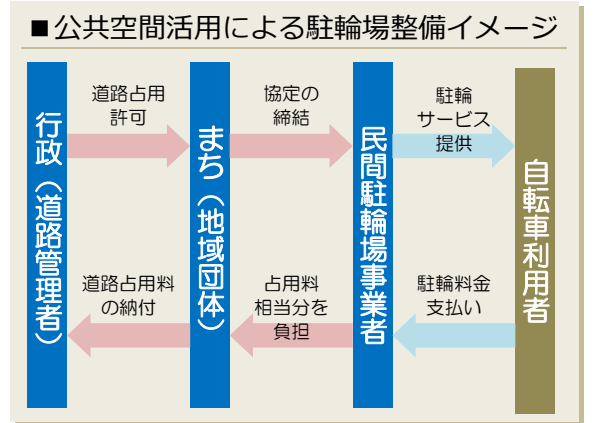
- 民間駐輪場事業者と連携し、道路等の公共用地を市から借りて実施する事例等を紹介。
- まちの放置対策に対しての市との連携事業を促していく。

附置義務駐輪場のこと…

- 平成30年4月施行の附置義務駐輪場条例に基づく新たな制度について紹介。
- 対象施設の用途や規模、店舗面積に対する駐輪場規模 (原単位) 等の概略を紹介。
- 詳細は、別途作成予定の附置義務条例ホームページにより補完。

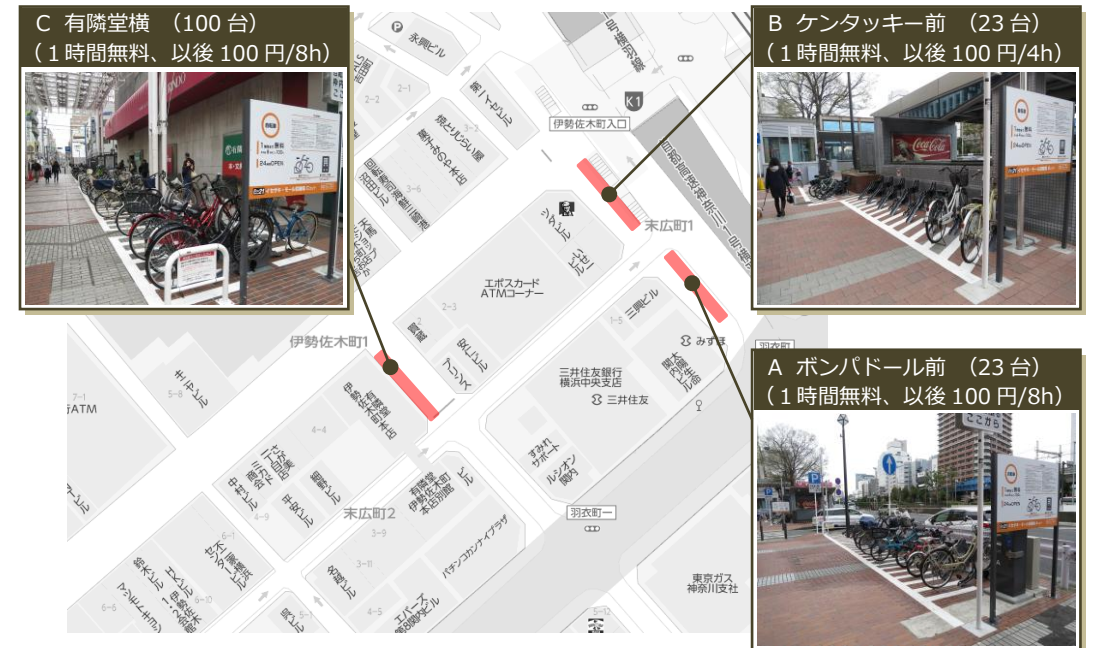
4. 商店街等が主体の路上有料駐輪場の整備

- 瀬谷駅前広場等でモデル的に進めてきた、地元商店街等が主体となり、道路等の公共用地を活用して路上有料駐輪場を整備・運営する取組について、下記2か所で実施します。
 - ① イセザキ・モール (伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合)
 - ② 鶴見ベルロード (鶴見銀座商店街)
- 両施設とも、平成30年3月上旬に開業し、イセザキ・モールにおいては、有料化に伴う放置自転車の拡散を防ぐため、放置禁止区域の拡大も併せて実施します。



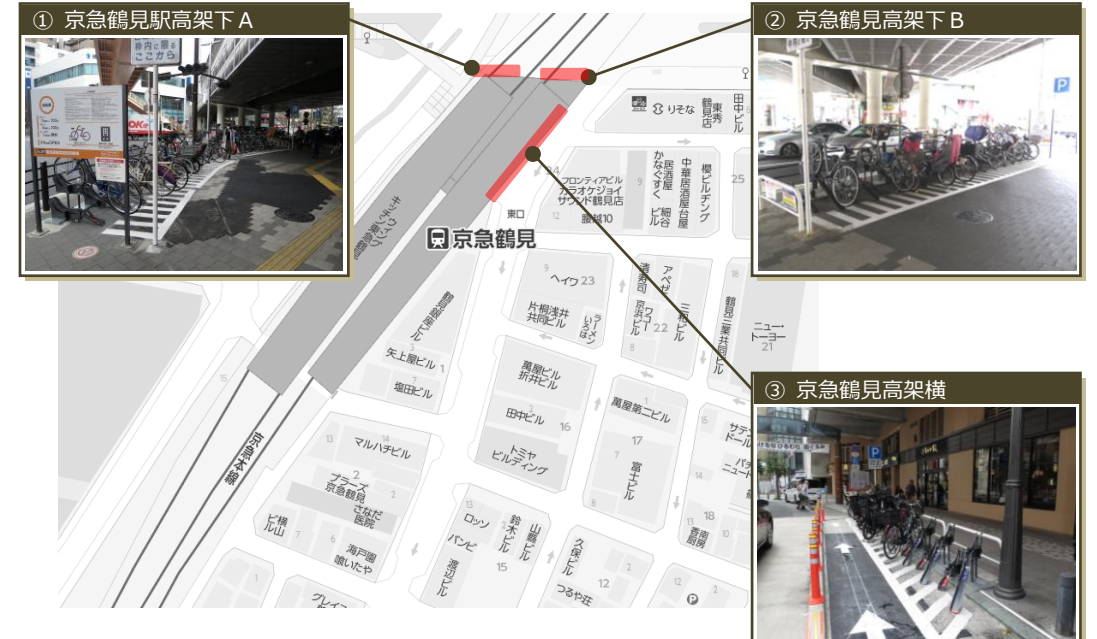
① イセザキ・モール：伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合 (平成30年3月1日開業)

【収容台数】	147台
【駐輪料金】	駅との距離で異なる (右写真部参照)
【整備運営主体】	伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合
【同時実施対策】	① 放置禁止区域の拡大 ② 周知活動の実施 ③ 移動作業強化
【市支援】	道路占用料減免 (50%減免)



② 鶴見ベルロード：鶴見銀座商店街 (平成30年3月12日開業)

【収容台数】	90台
【駐輪料金】	1時間無料、以後 下段：100円/3h 上段：100円/5h
【整備運営主体】	鶴見銀座商店街
【市支援】	道路占用料減免 (50%減免)



1. タンデム自転車の公道通行に関する調査（報告事項）

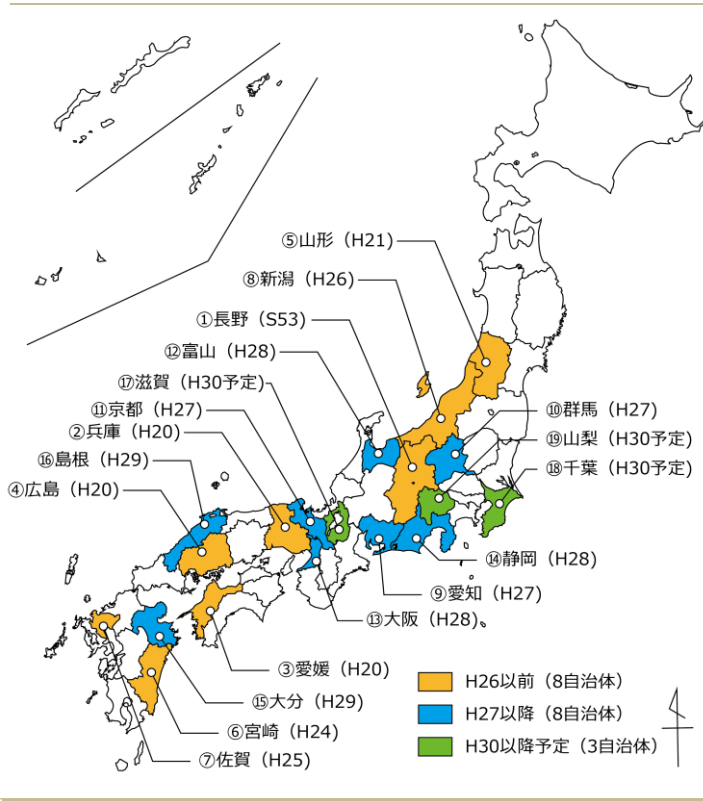
① タンデム自転車の通行規制緩和に関する調査

- 自転車総合計画の中で二輪の「タンデム自転車の公道通行規制緩和」の取組を示しています。
- タンデム自転車の法規制については、各都道府県の道路交通法施行細則で定められており、平成 30 年 2 月現在、全国 16 府県で二輪タンデム自転車の公道走行が認められています。
- 横浜市では本年度、規制緩和済みの 16 府県を対象に、アンケート調査を実施し、下記事項について情報把握を行いました。

■ アンケート調査内容

- (1) タンデム自転車の規制緩和に関する経緯
- (2) タンデム自転車の安全性に関する状況
- (3) 規制緩和に向けた市町村との調整方法
- (4) 規制緩和による具体的な効果（観光客増等）
- (5) 規制緩和に際しての住民意見の調査
- (6) 規制緩和に際しての課題、注意点等

■ タンデム自転車の導入自治体（H30.2.1 時点）



③ 他都市のタンデム自転車導入後の影響・効果

■ 安全性について（右表①、②）

- 規制緩和後の「①自転車事故の発生」「②安全性に対する問題の発生」は、ともに「なし」でした。

■ 具体的な効果について

- 観光客の増加など、具体的な効果については、全国有数の観光地である長野県軽井沢において、観光客の足としてタンデム自転車が多数利用されていると回答されています。

■ 規制緩和後の影響・効果（選択式回答より）

	あり	なし	不明
①規制緩和後、タンデム自転車による事故はありましたか？	0	13	3
②規制緩和後、安全性に対して問題となることがありましたか？	0	16	0

④ 他都市の規制緩和と連動した安全性確保のための取組

■ ハード整備関連の取組

- タンデム自転車の安全性確保に関しては、一部の府県で案内看板、標識改修等が行われましたが、大規模なハード整備等は行われていません。

■ 安全性に関する周知啓発の取組

- 周知啓発に関する取組は、ホームページ、周知チラシによる周知啓発が多いほか、一部の自治体では試乗会等の体験イベントを開催する取組も行われています。
- また、レンタサイクルを展開する事業者に対して、タンデム自転車に関する交通ルール等の周知啓発を行った事例があります。

■ 安全性確保の取組（自由記入意見より整理）

	ハード整備関連				周知・啓発							
	設置案内看板の	標識の改修	走行環境全般整備の	意見照会	講習会・教室の実施	体験イベント等の開催	周知用チラシ作成	ホームページ作成	報道発表	事業者周知	レンタサイクル	
長野県												
兵庫県					●		●					
愛媛県	●	●					●					
広島県			●				●					
山形県							●					
宮崎県						●		●				
佐賀県							●					
新潟県								●	●	●		
愛知県												
群馬県		●						●				
京都府				●				●				
富山県			●					●				
大阪府												
静岡県							●	●	●	●	●	
大分県												
島根県							●		●			
件数	1	2	2	1	2	3	6	6	2	2		

② 他都市のタンデム自転車の通行規制緩和に関する経緯

■ 緩和の経緯について

- タンデム自転車の規制緩和を先行している 16 府県では、緩和の経緯として「団体から」「議員から」の要望が多くなっています。その中で、市から府県に対して要望したケースは 3 件でした。

■ 緩和に至った理由

- 緩和に至った理由では、「視覚障がい者の生活の豊かさ」に準じた理由が 13 件と多く、次いで「観光・まちおこし」となっています。
- またスポーツの振興、自転車活用の推進を理由にする府県も見られます。

■ 緩和の経緯と理由（選択式回答より）

	主な緩和の経緯					緩和に至った理由						
	市民から	団体から	市町村から	議員から	その他	の視覚障がい者の豊かさ	振興スポーツの	交通手段困難者の	まちなおこし	観光	推進自転車の活用	その他
長野県					●							●
兵庫県				●		●						
愛媛県		●				●						
広島県					●	●					●	
山形県					●	●						●
宮崎県	●		●	●		●	●		●	●	●	
佐賀県	●					●						
新潟県		●				●		●			●	
愛知県					●	●						
群馬県		●		●		●						
京都府		●		●		●					●	
富山県		●	●			●					●	
大阪府		●				●						●
静岡県		●	●			●	●					●
大分県				●		●					●	
島根県		●				●				●		
件数	2	8	3	5	4	13	3	1	6	4	4	

関係機関、団体、県内市町村へのヒアリング等、今後も検討を継続します。

2. 自転車保険の加入促進に向けた取組（報告事項）

- 自転車保険の加入に関して、平成29年5～6月にかけて実施したe-アンケート調査では、約半数が自転車保険に加入しておらず、そのうち23%が加入方法が分からない、と回答していました。
- そのため、保険の加入状況等から、**自転車保険の入り方がイメージできる診断チャート**を作成し、自転車リーフレット※1等に掲載して周知していきます。
- 本年度はこの他に、自転車保険加入促進ポスターの鉄道車内広告※2への掲載を行っており、次年度以降も様々な場面で、周知を継続していく予定です。

■自転車保険に関するアンケート調査(ヨコハマ e アンケート)

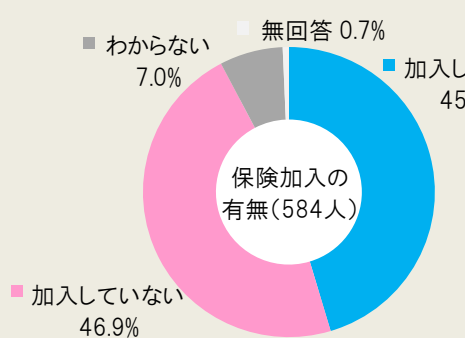
【回答数】

回答 1,421 人

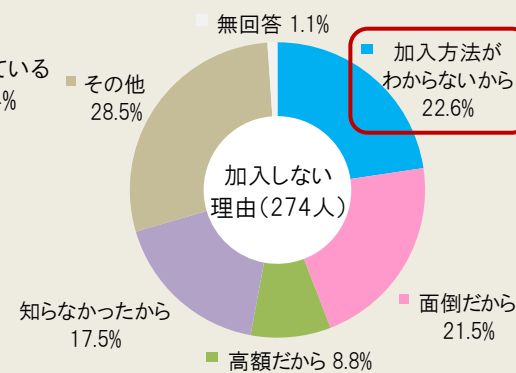
【実施期間】

平成 29 年 5 月 26 日
～ 6 月 9 日

【自転車保険に加入していますか？】



【加入していない理由は何ですか？】



※1 参考：自転車リーフレットについて

【発行時期】

毎年4月発行（概ね年1回）

【発行部数】

12.5万部（平成30年度予定）

【配布先】

新中学生、新高校生、
保育園・幼稚園の保護者、
区役所

【リーフレット
イメージ】



※2 参考：本年度実施のその他の取組

東急東横線 まど上広告
枠に、自転車保険加入促
進ポスターを掲出しまし
た。

【東急東横線 まど上広告枠】※東急エージェンシー東急 OOH メディア局より図引用

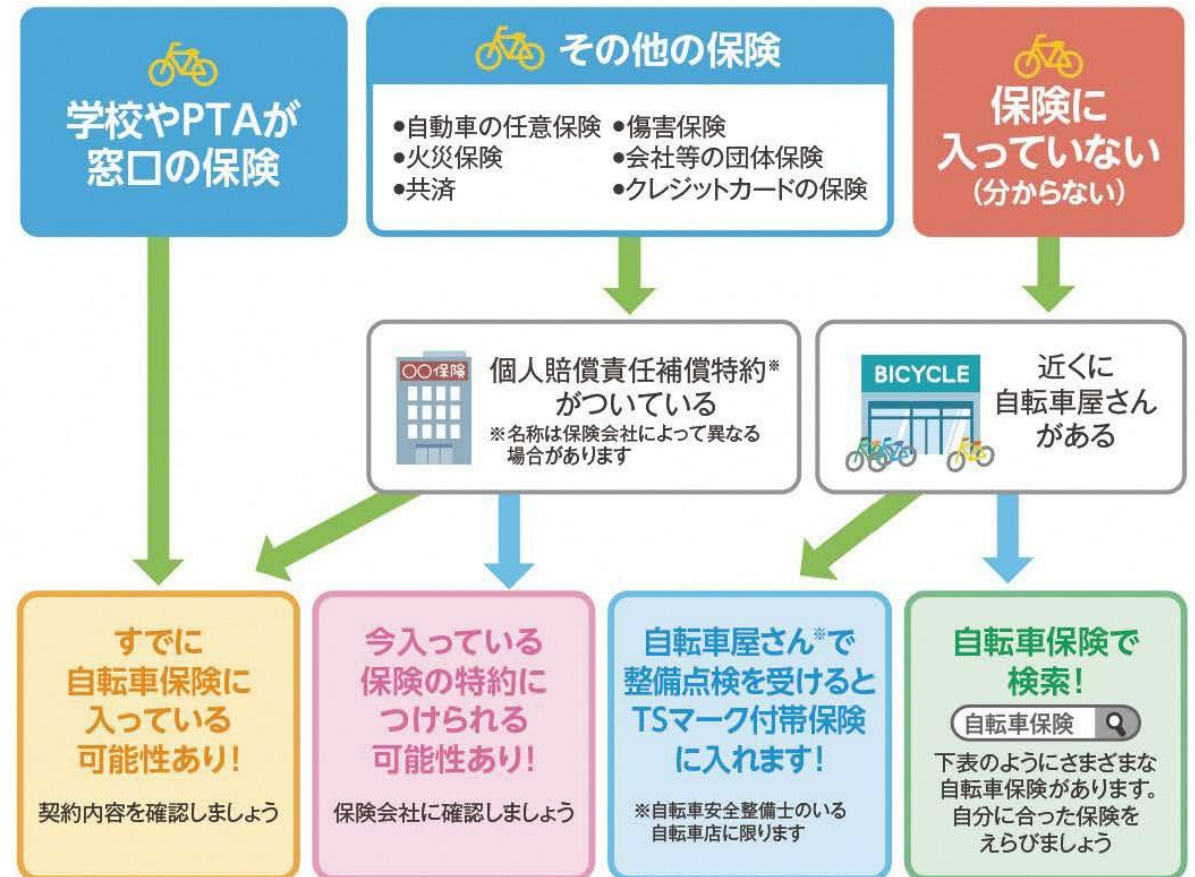


■「自転車保険」診断チャート(イメージ)

自転車保険の加入状況をチェック!

自分がいますぐ入れる自転車保険を知り、もしもの時の加害事故に備えましょう。

診断チャート 次のいずれかの保険に入っている? → はい / いいえ



自転車保険の種類

種類	保険の概要	
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に特化した保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
TSMARK付帯保険 共済	クレジットカードの付帯保険	カード会員向け
		自転車の車体に付帯した保険